

別添様式2-(1)

自然環境整備計画(国定公園等整備事業)
【令和8年度～令和12年度】

み え け ん
三重県

令和7年12月

別添様式2-(2) 目標、計画期間及び整備方針(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))

都道府県名	三重県	対象地域	三重県(鈴鹿国定公園(東海自然歩道))
-------	-----	------	---------------------

計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 12 年度
------	--------------------

目標 <input type="checkbox"/> 自然公園施設の老朽化対策の推進 <input type="checkbox"/> ワークーション等の新たな利用を含む国内利用者の誘客に向けた自然公園施設の衛生環境の向上

目標設定の根拠 対象地域の現状 ・鈴鹿国定公園は、三重県と滋賀県の境界を南北に走る、延長約50km、幅約10kmの鈴鹿山脈一帯に広がる山岳公園で、昭和43年7月22日に指定されている。鈴鹿山脈は、御在所岳(1,212m)、藤原岳(1,140m)など、標高1,000m前後の連峰で、東に伊勢平野と伊勢湾、西に近江盆地と琵琶湖が望め、岩頭には国の特別天然記念物カモシカが生息している。連峰から流れる河川は景観美に優れており、宇賀・朝明・宮妻などの渓谷は素晴らしく、美しい高山植物の群落も見られる。また、伊勢湾側の断崖下には温泉が湧出し、県北部の観光拠点としても重要な地域であり、それらを結ぶように東海自然歩道が整備されている。当該公園の施設は、昭和50年代から県が継続的に整備を行っており、愛知圏、大阪圏に近く、車で1～2時間程度と利便性に優れているため、多くの利用者から新規施設の要望や老朽化に伴う施設更新等の要望が寄せられている。 ・三重県内の東海自然歩道は、北は養老山地の川原越にはじまり、鈴鹿山脈の東麓を南下、安楽越え、鈴鹿峠、旧東海道を経て余野公園に至り、さらに布引山地、青山高原、俱留尊高原、亀山峠へと続く全長197キロメートルの歩道である。この歩道は、豊富な自然と貴重な歴史を伝える文化財や旧街道を訪ねることができる自然歩道として、昭和45年度から昭和49年度にかけて整備をしているが、長年の豪雨等により路体・法面の崩落が発生し通行に危険が生じている箇所や老朽化した歩道施設が点在している。 課題 ・県内国定公園への誘客を図るためには、施設の老朽化対策を含めた自然公園施設の快適な利用環境の整備が不可欠である。
--

対象地域の整備方針 (1) 老朽化対策 <input type="checkbox"/> 老朽化により利用者のニーズに対応できなくなった施設は、自然景観に配慮した施設に改修、または更新を行う。[A][B] <input type="checkbox"/> 利用者の安全確保のための転落防止柵等は、長寿命化や施工性を考慮し、擬木やアルミ製の採用を検討する。[A] (2) 衛生環境の向上 <input type="checkbox"/> ワークーション等新たな利用が見込まれる地域において、トイレの洋式化を実施する。[C]	方針に沿った主要な事業 (鈴鹿国定公園) 1-2東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(1)[A] 1-3東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(2)[B] (鈴鹿国定公園) 1-1聖宝寺園地整備事業[C]
--	---

目標を定量化する指標		定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
指標	単位					基準年度	目標年度
公園の利用者数	人/年	鈴鹿国定公園の利用者数	入込客数推計書を活用して推定数を算出	県内2国定公園における誘客対策効果の指標とし、現行の1.1倍程度の利用者数を目標とする。	203.0万人	令和6年	223.3万人 令和12年

その他必要な事項

別添様式2-(2) 目標、計画期間及び整備方針(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))

都道府県名	三重県	対象地域	三重県(室生赤目青山国定公園(東海自然歩道))
-------	-----	------	-------------------------

計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 12 年度
------	--------------------

目標 <input type="radio"/> 自然公園施設の老朽化対策の推進 <input type="radio"/> ワークーション等の新たな利用を含む国内利用者の誘客に向けた自然公園施設の衛生環境の向上

目標設定の根拠 対象地域の現状 <p>・室生赤目青山国定公園は、三重県と奈良県の県境にまたがり、大和高原南部地区(貝ヶ平山、額井岳)、室生火山群地域(俱留尊山、鎧岳、赤目溪谷)、高見山地(三峰山、高見山)、青山高原の四地域に大別され、各地域ごとにそれぞれ地形地質学的に特異な景観をなしている公園で、昭和45年12月28日に指定されている。当該公園には、室生寺・大野寺・奥山愛宕神社・北畠神社・戒長寺などの古社寺が多く、歴史的文化財に恵まれ、それらを結ぶように東海自然歩道が整備されている。また、室生火山群地域の赤目溪谷は、赤目四十八滝と呼ばれる多数の滝があり、「日本の滝百選」や「森林浴の森百選」に選ばれ、国の特別天然記念物オオサンショウウオの生息地としても有名である。青山高原は、標高842mの笠取山を中心に標高700~800mの草原が、南北約10kmにわたって広がり、青山高原三角点付近から北東方向には、約147ヘクタールの県有ふるさと公園があり、昭和54年度から昭和60年度にかけて園路、駐車場、公衆便所等の整備を行っている。当該公園の施設は、昭和50年代から県が継続的に整備を行っており、愛知圏、大阪圏に近く、車で1~2時間程度と利便性に優れているため、多くの利用者から新規施設の要望や老朽化に伴う施設更新等の要望が寄せられている。</p> <p>・三重県内の東海自然歩道は、北は養老山地の川原越にはじまり、鈴鹿山脈の東麓を南下、安楽越え、鈴鹿峠、旧東海道を経て余野公園に至り、さらに布引山地、青山高原、俱留尊高原、亀山峠へと続く全長197キロメートルの歩道である。この歩道は、豊富な自然と貴重な歴史を伝える文化財や旧街道を訪ねることができる自然歩道として、昭和45年度から昭和49年度にかけて整備をしているが、長年の豪雨等により路体・法面の崩落が発生し通行に危険が生じている箇所や老朽化した歩道施設が点在している。</p>
課題 <p>・県内国定公園への誘客を図るためには、施設の老朽化対策を含めた自然公園施設の快適な利用環境の整備が不可欠である。</p>

対象地域の整備方針 <input type="radio"/> (1) 老朽化対策 <input type="radio"/> 老朽化により利用者のニーズに対応できなくなった施設は、自然景観に配慮した施設に改修、または更新を行う。[A][B] <input type="radio"/> 利用者の安全確保のための転落防止柵等は、長寿命化や施工性を考慮し、擬木やアルミ製の採用を検討する。[C]	方針に沿った主要な事業 (室生赤目青山国定公園) 1-4東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(3)[A] 1-5東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(4)[B] 1-6東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(5)[C]
--	--

目標を定量化する指標									
指 標	単 位	定 義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値			
						基準年度	目標年度	目標年度	目標年度
公園の利用者数	人/年	室生赤目青山国定公園の利用者数	入込客数推計書を活用して推定数を算出	県内2国定公園における誘客対策効果の指標とし、現行の1.1倍程度の利用者数を目標とする。	36.8万人	令和6年	40.5万人	令和12年	令和12年

その他必要な事項

別添様式2-(2) 目標、計画期間及び整備方針(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))

都道府県名	三重県	対象地域	三重県(近畿自然歩道)
-------	-----	------	-------------

計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 12 年度
------	--------------------

目標

- 自然公園施設の老朽化対策の推進
- ワークーション等の新たな利用を含む国内利用者の誘客に向けた自然公園施設の衛生環境の向上

目標設定の根拠

対象地域の現状

・三重県内の近畿自然歩道は、津市美杉町の東海自然歩道から分岐し、旧伊勢本街道にて飼坂峠を越え、松阪市内の旧和歌山街道へ至り、伊勢志摩地域、奥伊勢地域・東紀州地域、松阪地域へ向かう3路線へと分岐する全長606キロメートルの歩道である。伊勢志摩は松阪城下町から伊勢神宮また「潮騒」舞台である神島と文化に触れることができ、また安乗崎灯台、大王崎灯台、御座白浜など熊野灘を望みながら自然を体感できる。松阪地域は旧和歌山街道から三峰山、高見山へと続き、途中中央構造線をのぞむことができ、奥伊勢地域から東紀州地域は、山あいの古寺や熊野古道を訪ねることができる。近畿自然歩道は、主に平成9年度から平成13年度にかけて整備されているが、整備から約30年を経て、老朽化等による施設の損傷等が確認されている。

課題

- ・ 県内国定公園への誘客を図るためには、施設の老朽化対策を含めた自然公園施設の快適な利用環境の整備が不可欠である。

対象地域の整備方針

- (1) 老朽化対策
- 老朽化により利用者のニーズに対応できなくなった施設は、自然景観に配慮した施設に改修、または更新を行う。[A][B][C][D][E]
- 利用者の安全確保のための転落防止柵等は、長寿命化や施工性を考慮し、擬木やアルミ製の採用を検討する。[A][C]

方針に沿った主要な事業

- 3-1近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(1)[A]
- 3-2近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(2)[B]
- 3-3近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(3)[C]
- 3-4近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(4)[D]
- 3-5近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(5)[E]

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
						基準年度	目標年度
歩道の利用者数	人/年	近畿自然歩道の利用者数	入込客数推計書を活用して推定数を算出	近畿自然歩道の利用者数を指標とし、現行の2%程度の利用者数増を目標とする。	604,100人	令和6年	616,182人 令和12年

その他必要な事項

別添様式2-(3) 交付対象事業経費配分等一覧表(国定公園等整備事業)

都道府県名	三重県
-------	-----

(金額の単位は千円)

総事業費(合計)	137,549	交付対象事業費(合計)	137,549	交付限度額(令和8年度~令和12年度)	61,897
----------	---------	-------------	---------	---------------------	--------

1 国定公園に係る事業(生態系維持回復事業を含む)

番号	公園名	事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体事業費	(参考)全体事業期間		総事業費	交付対象事業費	(参考)うち都道府県費	(参考)うち市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分				
						開始年度	終了年度					1年目(R8年度)	2年目(R9年度)	3年目(R10年度)	4年目(R11年度)	5年目(R12年度)
1-1	鈴鹿国定公園	聖宝寺園地整備事業	いなべ市	三重県	4,500	R8	R8	4,500	4,500	2,475	0	4,500				
1-2	鈴鹿国定公園	東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(1)	鈴鹿市	三重県	1,200	R11	R11	1,200	1,200	660	0			1,200		
1-3	鈴鹿国定公園	東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(2)	亀山市	三重県	2,600	R9	R9	2,600	2,600	1,430	0	2,600				
1-4	室生赤目青山国定公園	東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(3)	伊賀市	三重県	6,800	R10	R11	6,800	6,800	3,740	0		5,300	1,500		
1-5	室生赤目青山国定公園	東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(4)	伊賀市	三重県	18,500	R12	R12	18,500	18,500	10,175	0				18,500	
1-6	室生赤目青山国定公園	東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(5)	伊賀市	三重県	9,000	R8	R8	9,000	9,000	4,950	0	9,000				
					42,600			42,600	42,600	23,430	0	13,500	2,600	5,300	2,700	18,500

2 国指定鳥獣保護区に係る事業(国定公園外において行われる自然再生施設の整備事業であって、平成18年度以前の継続事業であるもの)

番号	国指定鳥獣保護区名	事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体事業費	(参考)全体事業期間		総事業費	交付対象事業費	(参考)うち都道府県費	(参考)うち市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分				
						開始年度	終了年度					1年目(R8年度)	2年目(R9年度)	3年目(R10年度)	4年目(R11年度)	5年目(R12年度)
					0			0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 長距離自然歩道に係る事業(国立公園及び国定公園内の事業は除く)

番号	長距離自然歩道名	事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体事業費	(参考)全体事業期間		総事業費	交付対象事業費	(参考)うち都道府県費	(参考)うち市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分				
						開始年度	終了年度					1年目(R8年度)	2年目(R9年度)	3年目(R10年度)	4年目(R11年度)	5年目(R12年度)
3-1	近畿自然歩道	近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(1)	伊勢市	伊勢市	3,100	R8	R8	3,100	3,100	0	1,705	3,100				
3-2	近畿自然歩道	近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(2)	大台町	三重県	349	R8	R8	349	349	192	0	349				
3-3	近畿自然歩道	近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(3)	紀北町	三重県	12,000	R10	R10	12,000	12,000	6,600	0			12,000		
3-4	近畿自然歩道	近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(4)	尾鷲市	三重県	4,500	R8	R8	4,500	4,500	2,475	0	4,500				
3-5	近畿自然歩道	近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(5)	御浜町	三重県	75,000	R8	R10	75,000	75,000	41,250	0	25,000	25,000	25,000		
					94,949			94,949	94,949	50,517	1,705	32,949	25,000	37,000	0	0

4 合計

番号	事業名	事業箇所	事業主体	(参考)全体事業費	(参考)全体事業期間		総事業費	交付対象事業費	(参考)うち都道府県費	(参考)うち市町村費	(参考)交付対象事業費の年次配分				
					開始年度	終了年度					1年目(R8年度)	2年目(R9年度)	3年目(R10年度)	4年目(R11年度)	5年目(R12年度)
				137,549			137,549	137,549	73,947	1,705	46,449	27,600	42,300	2,700	18,500

別添様式2-(5)概要図(自然環境整備計画(国定公園等整備事業))(三重県)

都道府県名	三重県	対象地域	三重県(鈴鹿国定公園・室生赤目青山国定公園・東海自然歩道・近畿自然歩道)	所在地	いなべ市・菟野町・鈴鹿市・伊賀市・多気町・紀北町・熊野市・御浜町・伊勢市・津市・名張市
-------	-----	------	--------------------------------------	-----	---

※ 対象地域の図面を添付すること。

別 添

別添 2

事前評価用チェックシート（自然環境整備計画（国定公園等整備事業））三重県（鈴鹿国定公園（東海自然歩道））

都道府県名	三重県	計画期間	令和 8 年度～令和 12 年度
個別地域名	-	評価年度	令和 7 年度
1 事業の必要性			チェック欄
★ (1)	事業区域の自然環境、施設整備の現状及び利用の動向等から、事業を実施する必要性が認められる。		○
★ (2)	上位計画との整合性が確保されている。		○
★ (3)	自然環境整備交付金取扱要領の 1 に定める交付対象事業等である。		○
2 事業の有効性			チェック欄
★ (1) 公園等の利用			
利用の場合に選択	①	自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	○
	②	適正な利用への誘導のための整備である。	○
	③	利用環境の向上、安全性の向上のための整備である。	○
	④	質の高い、魅力ある景観づくりのための整備である。	○
	⑤	全ての人を楽しめるようユニバーサルデザイン等を考慮している。	○
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	○
(2) 公園等の保護			
		生物多様性の確保や自然環境の保全等のための整備である。	○
★ (1) 公園等の保護			
保護の場合に選択	①	地域に固有の生態系を確保するための整備である。	
	②	絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育環境を保全するための整備である。	
	③	地域に固有の風景を保護するための整備である。	
	④	モニタリング計画が策定されている。	
	⑤	科学的知見に基づく順応的取り組みや計画を評価する体制が整っている。	
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	
(2) 公園等の利用			
		自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	
3 目標と指標の妥当性・実現可能性			チェック欄
★ (1) 目標と指標の妥当性			
	①	目標に対応した適切な指標が設定されている。	○
	②	指標及び数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
(2) 経済性			
		長寿命化やコストの削減に努めるなど経済性に配慮している。	○
(3) 自然環境等への配慮			
		自然環境や地球環境に対し、以下のような配慮をした事業である。 ・整備による風景への影響を最小限とするよう配慮 ・省エネの推進や再生エネルギーの活用 ・地域材等の天然材料等、生態系に配慮した資材の利用 ・外来種の持ち込み対策等に対する施工上の配慮 ・木材を利用する場合に間伐材を使用 ・廃棄物が発生する場合にリサイクル等を推進	○
★ (4) 実現可能性			
	①	関係機関や地域との合意が形成されている。	○
	②	整備完了後適切に維持管理が実施される予定である。	○
	③	事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○

別添 2

事前評価用チェックシート（自然環境整備計画（国定公園等整備事業））三重県（室生赤目青山国定公園（東海自然歩道））

都道府県名	三重県	計画期間	令和 8 年度～令和 12 年度
個別地域名	-	評価年度	令和 7 年度
1 事業の必要性			チェック欄
★ (1)	事業区域の自然環境、施設整備の現状及び利用の動向等から、事業を実施する必要が認められる。		○
★ (2)	上位計画との整合性が確保されている。		○
★ (3)	自然環境整備交付金取扱要領の 1 に定める交付対象事業等である。		○
2 事業の有効性			チェック欄
★ (1) 公園等の利用			
利用の場合に選択	①	自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	○
	②	適正な利用への誘導のための整備である。	○
	③	利用環境の向上、安全性の向上のための整備である。	○
	④	質の高い、魅力ある景観づくりのための整備である。	○
	⑤	全ての人を楽しめるようユニバーサルデザイン等を考慮している。	○
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	○
(2) 公園等の保護			
		生物多様性の確保や自然環境の保全等のための整備である。	○
★ (1) 公園等の保護			
保護の場合に選択	①	地域に固有の生態系を確保するための整備である。	
	②	絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育環境を保全するための整備である。	
	③	地域に固有の風景を保護するための整備である。	
	④	モニタリング計画が策定されている。	
	⑤	科学的知見に基づく順応的取り組みや計画を評価する体制が整っている。	
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	
(2) 公園等の利用			
		自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	
3 目標と指標の妥当性・実現可能性			チェック欄
★ (1) 目標と指標の妥当性			
	①	目標に対応した適切な指標が設定されている。	○
	②	指標及び数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
(2) 経済性			
		長寿命化やコストの削減に努めるなど経済性に配慮している。	○
(3) 自然環境等への配慮			
		自然環境や地球環境に対し、以下のような配慮をした事業である。 <ul style="list-style-type: none"> ・整備による風景への影響を最小限とするよう配慮 ・省エネの推進や再生エネルギーの活用 ・地域材等の天然材料等、生態系に配慮した資材の利用 ・外来種の持ち込み対策等に対する施工上の配慮 ・木材を利用する場合に間伐材を使用 ・廃棄物が発生する場合にリサイクル等を推進 	○
★ (4) 実現可能性			
	①	関係機関や地域との合意が形成されている。	○
	②	整備完了後適切に維持管理が実施される予定である。	○
	③	事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○

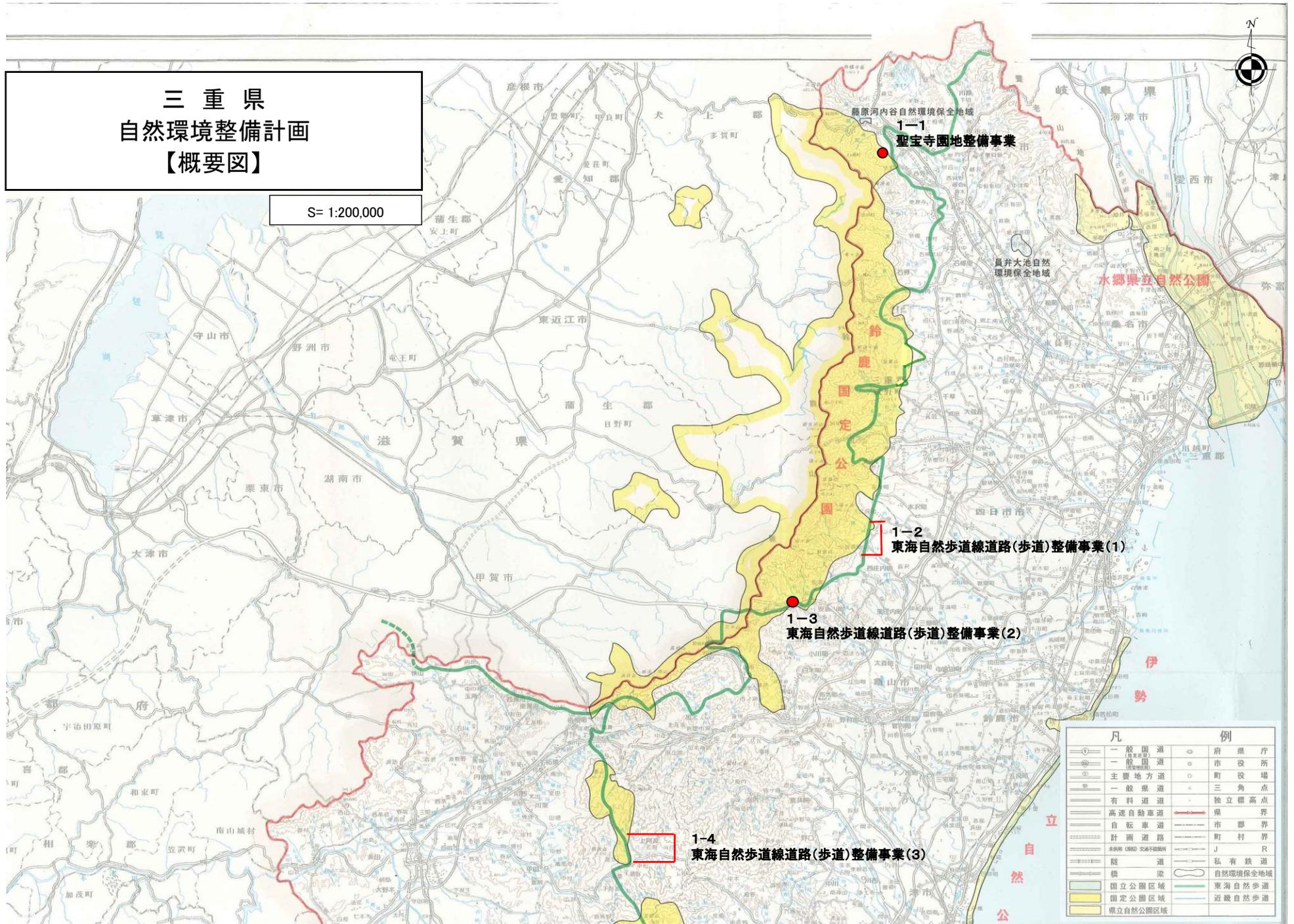
別添 2

事前評価用チェックシート（自然環境整備計画（国定公園等整備事業））三重県（近畿自然歩道）

都道府県名	三重県	計画期間	令和 8 年度～令和 12 年度
個別地域名	-	評価年度	令和 7 年度
1 事業の必要性			チェック欄
★ (1)	事業区域の自然環境、施設整備の現状及び利用の動向等から、事業を実施する必要が認められる。		○
★ (2)	上位計画との整合性が確保されている。		○
★ (3)	自然環境整備交付金取扱要領の 1 に定める交付対象事業等である。		○
2 事業の有効性			チェック欄
★ (1) 公園等の利用			
利用の場合に選択	①	自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	○
	②	適正な利用への誘導のための整備である。	○
	③	利用環境の向上、安全性の向上のための整備である。	○
	④	質の高い、魅力ある景観づくりのための整備である。	○
	⑤	全ての人を楽しめるようユニバーサルデザイン等を考慮している。	○
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	○
(2) 公園等の保護			
		生物多様性の確保や自然環境の保全等のための整備である。	○
★ (1) 公園等の保護			
保護の場合に選択	①	地域に固有の生態系を確保するための整備である。	
	②	絶滅のおそれのある野生生物の生息・生育環境を保全するための整備である。	
	③	地域に固有の風景を保護するための整備である。	
	④	モニタリング計画が策定されている。	
	⑤	科学的知見に基づく順応的取り組みや計画を評価する体制が整っている。	
	⑥	国際的な保護地を活用するための整備である。	
(2) 公園等の利用			
		自然体験活動や自然環境学習の場として活用するための整備である。	
3 目標と指標の妥当性・実現可能性			チェック欄
★ (1) 目標と指標の妥当性			
	①	目標に対応した適切な指標が設定されている。	○
	②	指標及び数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
(2) 経済性			
		長寿命化やコストの削減に努めるなど経済性に配慮している。	○
(3) 自然環境等への配慮			
		自然環境や地球環境に対し、以下のような配慮をした事業である。 ・整備による風景への影響を最小限とするよう配慮 ・省エネの推進や再生エネルギーの活用 ・地域材等の天然材料等、生態系に配慮した資材の利用 ・外来種の持ち込み対策等に対する施工上の配慮 ・木材を利用する場合に間伐材を使用 ・廃棄物が発生する場合にリサイクル等を推進	○
★ (4) 実現可能性			
	①	関係機関や地域との合意が形成されている。	○
	②	整備完了後適切に維持管理が実施される予定である。	○
	③	事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○

三重県 自然環境整備計画 【概要図】

S= 1:200,000



1-1
聖宝寺園地整備事業

1-2
東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(1)

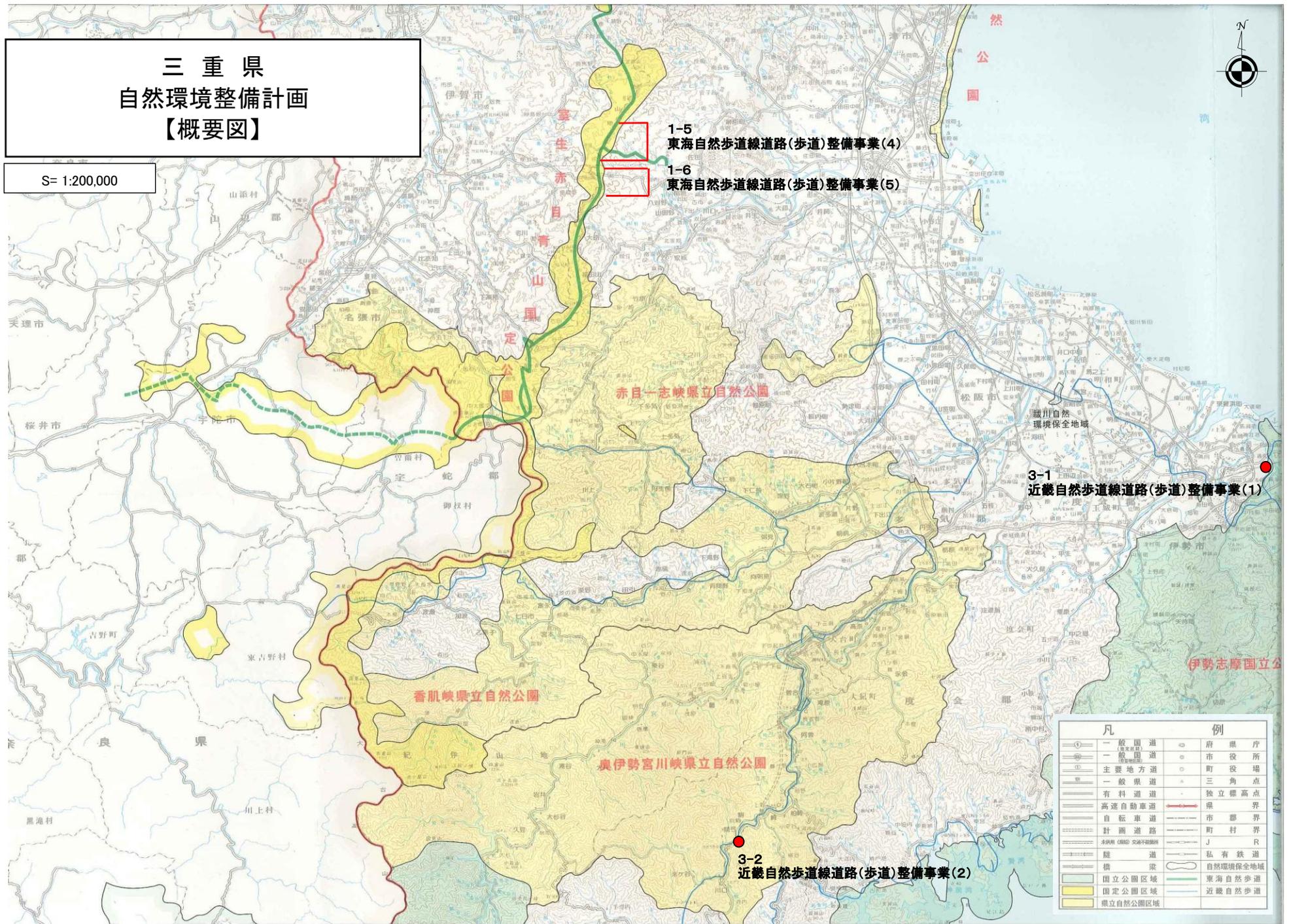
1-3
東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(2)

1-4
東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(3)

凡 例	
○	一般国道
○	一般県道
○	主要地方道
○	一般県道
○	有料道路
○	高速自動車道
○	自転車道
○	計画道路
○	未開通(計画)交差路線
○	鉄道
○	構架
○	国立公園区域
○	国立公園区域
○	国立自然公園区域
○	府県庁
○	市役所
○	町役場
○	三角点
○	独立標高点
○	県界
○	市郡界
○	町村界
○	J R
○	私有鉄道
○	自然環境保全地域
○	東海自然歩道
○	近畿自然歩道

三重県 自然環境整備計画 【概要図】

S= 1:200,000



1-5 東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(4)

1-6 東海自然歩道線道路(歩道)整備事業(5)

3-1 近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(1)

3-2 近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(2)

凡	例
○ (標高表示)	府 県 庁
○	市 役 所
○	町 役 場
○	三 角 点
—	独 立 標 高 点
—	県 界
—	市 郡 界
—	町 村 界
—	J R
—	私 有 鉄 道
—	自 然 環 境 保 全 地 域
—	東 海 自 然 歩 道
—	近 畿 自 然 歩 道
—	計 画 道 路
—	未 規 画 (開 通) 交 通 干 渉 部 所
—	橋 梁
—	國 立 公 園 区 域
—	國 定 公 園 区 域
—	県 立 自 然 公 園 区 域

三重県 自然環境整備計画 【概要図】

S= 1:200,000



3-3 錦自然環境保全地域
近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(3)

3-4 尾鷲市
近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(4)

3-5 新宮市
近畿自然歩道線道路(歩道)整備事業(5)

凡	例
○	府 県 庁
◎	市 役 所
⊙	町 役 場
⊚	三 角 点
▲	独 立 標 高 点
—	県 界
—	市 郡 界
—	町 村 界
—	J R
—	私 有 鉄 道
—	自 然 環 境 保 全 地 域
—	東 海 自 然 歩 道
—	近 畿 自 然 歩 道
—	吉 野 熊 野 自 然 公 園 区 域
—	皇 立 自 然 公 園 区 域